

報告第3号

教育長職務代理者の指名について

教育長職務代理者の指名について、次のとおり報告する。

令和5年4月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 教育長職務代理者に指名する者 杉山 節雄 委員
- 2 報告理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、
令和5年4月24日付けで教育長職務代理者を指名したので報告する。

議案第4号

令和6年度使用 静岡市教科用図書採択の基本方針の策定について

令和6年度使用 静岡市教科用図書の採択の基本方針を次のように策定する。

令和5年4月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局学校教育課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡県の「令和6年度用教科用図書の採択指導の基本方針等について」を受けて、令和6年度使用 静岡市教科用図書の採択の基本方針を策定しようとするものである。

令和6年度使用 静岡市教科用図書の採択の基本方針

1 趣旨

静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条、第14条、第16条、第17条に基づき、令和6年度から令和9年度に静岡市立の小学校で使用する教科用図書採択を行うため、次のとおり方針を定める。

2 採択の基本原則

- (1) 採択は、教育基本法（平成18年法律第120号）、文部科学省が定めた小学校学習指導要領（平成29年3月告示以下「学習指導要領」という。）、第3期静岡市教育振興基本計画（令和5年2月静岡市教育委員会策定）の趣旨を踏まえるとともに、静岡県教育委員会が定める「令和6年度用教科用図書の採択指導の基本方針等について」を受けて行うものとする。
- (2) 採択に当たっての教科用図書の調査研究は、「教科用図書編修趣意書」及び静岡県教育委員会が行う教科用図書の調査研究等の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて行うものとする。
- (3) 採択は、静岡市における学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して行うものとする。
- (4) 教育委員会は、採択事務の円滑な遂行に支障がない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由その他採択に係る情報について、積極的な公開に努めるものとする。
- (5) 教育委員会は、教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、外部からの不当な働きかけ等により採択がゆがめられることのないよう、静ひつな採択環境を確保するものとする。

3 教科用図書採択の流れ

令和5年度は、小学校で使用する教科用図書採択のための静岡地区小学校教科用図書検討委員会を設置するものとする。

以下に教科用図書採択の手順を示す。

- ア 教育委員会は、小学校で使用する教科用図書の採択候補者を選定するため、諮問機関として静岡地区教科用図書検討委員会を設置する。
- イ 教育委員会は、静岡市における学校、児童、地域等の特性と、児童の目線を踏まえて、学校経営の視点・学習指導の視点・保護者の視点で採択候補者を選定するよう、静岡地区教科用図書検討委員会に諮問する。
- ウ 静岡地区教科用図書検討委員会は、静岡地区教科用図書研究委員会に、教科用図書の調査研究を依頼する。
- エ 静岡地区教科用図書研究委員会は、教育委員会が示した調査研究の観点をもとに教科用図書の調査研究を行い、その結果を静岡地区教科用図書検討委員会に報告する。
- オ 静岡地区教科用図書検討委員会は、静岡地区教科用図書研究委員会の報告を踏まえ、静岡市におけ

る学校、児童、地域等の特性と、児童の目線を考慮し、学校経営の視点・学習指導の視点・保護者の視点から、採択候補者を複数選定し、教育委員会に答申する。

カ 教育委員会は、静岡地区教科用図書検討委員会答申をもとに審議し、投票によって1者を採択する。

4 教科用図書調査研究の観点

教育委員会は、静岡県教科用図書選定審議会の教科用図書採択基準を踏まえ、以下を調査研究の観点として示す。

(1) 内容

ア 学習指導要領の各教科の目標、各学年の目標・内容・指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに照らし、適切な内容が精選され、取り上げられている。

イ 各学年の目標・内容の取扱いにおいて、学習指導要領の内容を、児童が確実に身に付けていくために配慮されている。

ウ 知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性の三つの力をバランスよく育む内容になっている。

(2) 組織・配列・分量

ア 教材は、系統的・発展的に組織され、他教材・他学年・他教科との関連が考慮されている。

イ 実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力、学んだことを生かそうとする学びに向かう力、人間性などを育む学習が適切に組み込まれている。

ウ 全体の分量及び各領域の分量、配分は、標準授業時数に照らし、無理なく指導できるよう配慮されている。

(3) 児童への配慮

ア 児童の心身の発達段階に適応し十分な理解を図ることができるものになっている。

イ 児童の生活経験や興味・関心に対する配慮がされている。

ウ 家庭学習に主体的に取り組めるように配慮されている。

静岡県の教科用図書採択基準（静岡県教科用図書選定審議会）

- 1 教科の主たる教材としての内容を具備し、その内容が学習指導要領の教科の目標を達成するために適切であること。
- 2 内容の組織・配列・分量が、児童生徒の学習にとって適切であること。
- 3 児童生徒、学校、地域等の特性や実態を考慮し、児童生徒の発達の段階に即していること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）

（教科用図書の採択）

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 （略）

4 （略）

5 （略）

6 （略）

（同一教科用図書を採択する期間）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（指定都市に関する特例）

第16条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によって都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第三項及び第六項の規定は、前項の採択について準用する。

（政令への委任）

第17条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）

（同一教科用図書を採択する期間）

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を

除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 （略）

義務教育書学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）

（同一教科用図書の採択の特例）

第6条 法第14条の規定により種目毎に同一の教科用図書を採択する期間についての令第15条第2項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第3項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 （略）

二 （略）

三 （略）

四 （略）

五 （略）

静岡市が目指す子どもの姿（第3期静岡市教育振興基本計画より）

『たくましく しなやかな子どもたち』

～具体的な姿の例～

- （1）知識・技能のほか、柔軟に対応できる総合的な学力、豊かな心・感性、健やかな体を備えた子どもたち
- （2）いつでも、どこでも、どんな状況でも、自ら考え、主体的に行動することができる子どもたち
- （3）困難なことがあっても、チャレンジ精神を持ち、粘り強く立ち向かう力を発揮する子どもたち
- （4）自分の良さや可能性を認識しつつ、夢や希望に向かって努力し、豊かな未来を切り拓いていく子どもたち
- （5）多様な視点で物事を捉え、他人の考えを尊重し、協力し合いながら問題解決ができる子どもたち
- （6）静岡市民として、地域社会や世界で活躍するグローバルな視野・視点を持った子どもたち

令和5年度 静岡市立の小学校教科用図書の採択の流れ

静岡県教科用図書選定審議会

第1回選定審議会（4月）にて、教科用図書採択基準と教科用図書調査研究の観点が表示される。県専門調査（5月）→ 報告書完成 → 第2回選定審議会で審議（6月）

② 設置・諮問

① 静岡市教育委員会

4月24日（月）静岡市採択方針 等

第1回

静岡地区教科用図書検討委員会

4月28日（金）AM
<校長・教員・保護者 各3名>
検討委員会は諮問を受けて、以下の3つの視点で検討する。
ア 学校経営の視点 イ 学習指導の視点
ウ 保護者の視点
見本本：「配送」「閲覧」（清水庁舎・教育センター）を選択

③ 設置・依頼

静岡地区教科用図書研究委員会

5月15日（月）～18日（木）
<校長・教頭・主幹教諭・教諭による研究委員を全11教科に置く>
教科：国（書）・社（地）・算・理・外・道・音・図・家・保・生
各教科の研究委員は検討委員会からの依頼を受け、教育委員会の示した観点に沿って、調査研究し報告する。

④ 報告

県の専門調査委員会の報告
6月1日（木）

調査研究報告会

7月3日（月）、6日（木）

5月11日～6月23日
教科書見本の学校巡回

6月14日～（14日間）
教科書見本の教科書センター展示

研究委員会の代表は、観点に沿って教科用図書を研究した結果について、静岡地区教科用図書検討委員会に報告する。

<検討委員>

<研究委員会：委員長・副委員長>

質疑

応答

各学校の意見集約

市民からの意見集約

第2回静岡地区教科用図書検討委員会 7月3日（月）

傍聴

<教育委員>

静岡市における学校、児童、地域等の特性と、児童の目線に考慮することを前提とし、学校経営の視点・学習指導の視点・保護者の視点から採択候補者を複数選定し、答申を作成する。

第3回静岡地区教科用図書検討委員会 7月6日（木）

傍聴

<教育委員>

静岡市における学校、児童、地域等の特性と、児童の目線に考慮することを前提とし、学校経営の視点・学習指導の視点・保護者の視点から採択候補者を複数選定し、答申を作成する。

⑤ 静岡市教育委員会 7月25日（火）採択

<検討委員> <研究委員会：委員長・副委員長>

検討委員会答申

質疑・応答

静岡地区教科用図書検討委員会の答申を基に審議し、投票によって1者を採択する。

採択決議

7月下旬～8月初旬

採択結果（令和6～9年度使用教科書）を各学校へ通知する。
令和6年度使用教科用図書需要数を県へ報告する。

⑥ 採択結果通知

令和6年度使用 静岡市小学校教科用図書の採択の流れ

① 静岡市教育委員会 4月24日(月)

設置・諮問

② 第1回静岡地区教科用図書検討委員会 4月28日(金) 保護者・校長・教諭

4月28日(金) 10:00~11:30

検討委員会は諮問を受けて、以下の3つの視点で検討する。
 ア 学校経営の視点 イ 学習指導の視点 ウ 保護者の視点
 見本本:「配送」「閲覧」(清水庁舎・教育センター)を選択

③ 静岡地区教科用図書研究委員会 5月15日(月)~18日(木) 校長・教頭・教諭

5月15日(月)~18日(木)

校長・教頭・主幹教諭・教諭による研究委員を全11教科に置く
 教科:国(書)・社(地)・算・理・外・道・音・図・家・保・生

教育委員の傍聴

④ 調査研究報告会 7月3日(月)、6日(木) 検討委員、研究委員(校長・教頭)

研究委員会の代表は、観点に沿って教科用図書を研究した結果について、静岡地区教科用図書検討委員会に報告する。

検討委員は、学校経営の視点・学習指導の視点・保護者の視点から採択候補者を複数選定し、答申を作成する。

県の専門調査員会の報告

各学校の意見書

市民の意見書

5月11日~6月23日まで教科書見本の学校巡回

6月14日~(14日間)教科書センター展示

⑤ 静岡市教育委員会 7月25日(火) 採択 検討委員・研究委員(校長・教頭)

答申

静岡地区教科用図書検討委員会の答申を基に審議し、投票によって1者を採択する。

⑥ 採択結果通知

採択結果を各学校へ通知する。

静岡地区教科用図書検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、静岡地区の義務教育諸学校における教科用図書の採択に関し、必要な検討を行うため、静岡地区教科用図書検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、静岡地区の義務教育諸学校における教科用図書の採択に必要な検討に関することとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 静岡地区内の公立学校の校長を代表する者
- (2) 静岡地区内の公立学校の主幹教諭及び教諭を代表する者
- (3) 静岡市PTA連絡協議会の役員を代表する者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、検討委員会の委員長、副委員長及び委員になることはできない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から翌年の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 委員長は、検討委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、そ

の意見又は説明を聴くことができる。

(静岡地区教科用図書研究委員会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項について、必要な資料の収集及び整理その他の作業をさせるため、検討委員会に静岡地区教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

2 研究委員会は、委員長が、静岡地区内の公立学校の校長、教頭、主幹教諭及び教諭の職にある者のうちから指名する者をもって組織する。

3 研究委員会には、必要に応じて、国語・書写部会、社会・地図部会、算数・数学部会、理科部会、生活部会、音楽部会、図画工作・美術部会、保健・保健体育部会、技術部会、家庭部会、英語部会及び道徳部会を置く。

4 前項の各部会には部会長を置き、部会長には、静岡地区内の公立学校の校長の職にある委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の会議の議長となる。

6 第3条第3項及び第4条の規定は、研究委員会の委員について準用する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、静岡市教育委員会事務局教育局学校教育課において処理する。

(謝金)

第9条 第3条第2項第3号に掲げる委員には、謝金を支給する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

静岡地区教科用図書研究委員会設置運営要領

(設置)

第1条 静岡地区教科用図書検討委員会設置要綱第7条の規定により、静岡地区教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 研究委員会の所掌事項は、静岡市教育委員会が示した研究の調査観点をもとに教科用図書の調査研究を行い、その結果を静岡地区教科用図書検討委員会（以下「検討委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 研究委員会は、静岡地区内の公立学校の校長、教頭、主幹教諭及び教諭にある者のうちから、検討委員会の委員長が指名する者をもって組織する。

2 研究委員会には、必要に応じて、国語・書写部会、社会・地図部会、算数・数学部会、理科部会、生活部会、音楽部会、図画工作・美術部会、保健・保健体育部会、技術部会、家庭部会、英語部会、道徳部会を置く。

3 各部会長には、静岡地区内の公立学校の校長の職にある委員をもって充てる。

4 教科書の著作、発行等に関して利害関係のある者は研究委員となることはできない。

5 研究委員は、公正な態度で調査・研究に当たり、教科書発行者その他特定の者の利益又は不利益になるような行為はしてはならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から翌年の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 研究委員会の各部会には、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、静岡地区内の公立学校の校長の職にある者を充て、副部長は、静岡地区内の公立学校の校長、教頭、主幹教諭、又は教諭にある者を充てる。

(会議)

第6条 研究委員会の会議は、検討委員会が招集する。

(庶務)

第7条 研究委員会の庶務は、静岡市教育委員会事務局教育局学校教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、研究委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会の

委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

05 静教教学教第 245 号
令和 5 年 4 月 日

静岡地区教科用図書検討委員会 様

静岡市教育長 赤堀 文宣
(教育委員会事務局教育局学校教育課)

静岡地区教科用図書の採択に係る調査研究について（諮問）

静岡市教育委員会は、令和 6 年度使用 静岡市教科用図書の採択の基本方針により
下記の事項について諮問します。

記

- 1 静岡市立の小学校で使用する全ての教科の教科用図書の採択候補者の選定について

(理由)

小学校全ての教科の教科用図書採択に当たり、静岡市の子どもにとって最適な教科用図書を選定したい。

そこで、学校経営の視点、学習指導の視点、保護者の視点から見た、採択候補者を選定して欲しい。

委員の解嘱及び委嘱について（静岡市社会教育委員）

静岡市社会教育委員の解嘱及び委嘱について専決したので、次のとおり報告する。

令和5年4月24日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内容 推薦団体からの委員変更通知により、静岡市社会教育委員を解嘱及び委嘱した。
2 根拠法令 (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項及び第2項
(2) 静岡市社会教育委員条例（平成15年静岡市条例第207号）第3条

3 解嘱する者

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	委嘱回数
家庭教育関係者	溝口 玲子 <small>みぞぐち れいこ</small>	静岡市PTA連絡協議会 副会長	1	1

- 4 解嘱日 令和5年3月31日

5 委嘱する者

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	委嘱回数
家庭教育関係者	米持 恵美 <small>よねもち えみ</small>	静岡市PTA連絡協議会 副会長	0	新

- 6 任命日 令和5年4月1日

- 7 任用期間 令和5年4月1日から令和5年6月30日

(新) 静岡市社会教育委員名簿

(任期：令和5年4月1日～令和5年6月30日)

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数 ※	委嘱回数
学識経験者	◎ ^{つのがえ} 角替 ^{ひろき} 弘規	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	5	3
学識経験者	○ ^{すずき} 鈴木 ^{まもる} 守	常葉大学 教育学部 教授	3	2
学識経験者	^{しまだ} 島田 ^{けいご} 桂吾	静岡大学 教育学部 准教授	1	1
学校教育関係者	^{まつなが} 松永 ^{ひろひさ} 浩久	清水興津中学校長	2	2
学校教育関係者	^{おざわ} 小澤 ^{みか} 美加	南藁科小学校長	2	2
社会教育関係者	^{やまもと} 山本 ^{ゆか} 由加	認定NPO法人しずおか 環境教育研究会 理事長	1	1
社会教育関係者	^{ごみ} 五味 ^{きょうこ} 響子	静岡市番町市民活動セン ター センター長	5	3
社会教育関係者	^{たけかわ} 竹川 ^{みえ} 美江	統括的な地域学校協働活動 推進員	1	1
家庭教育関係者	<u>^{よねもち}米持^{えみ}恵美</u>	静岡市PTA連絡協議会 副会長	0	新

(令和5年4月現在 9名)

◎…委員長

○…副委員長

※在職年数が1年未満の委員は0と記載

(旧) 静岡市社会教育委員名簿

(任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日)

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数 ※	委嘱回数
学識経験者	◎ ^{つのがえ} 角替 ^{ひろき} 弘規	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	5	3
学識経験者	○ ^{すずき} 鈴木 ^{まもる} 守	常葉大学 教育学部 教授	3	2
学識経験者	^{しまだ} 島田 ^{けいご} 桂吾	静岡大学 教育学部 准教授	1	1
学校教育関係者	^{まつなが} 松永 ^{ひろひさ} 浩久	清水興津中学校長	2	2
学校教育関係者	^{おざわ} 小澤 ^{みか} 美加	南藁科小学校長	2	2
社会教育関係者	^{やまもと} 山本 ^{ゆか} 由加	認定NPO法人しずおか 環境教育研究会 理事長	1	1
社会教育関係者	^{ごみ} 五味 ^{きょうこ} 響子	静岡市番町市民活動セン ター センター長	5	3
社会教育関係者	^{たけかわ} 竹川 ^{みえ} 美江	統括的な地域学校協働活動 推進員	1	1
家庭教育関係者	^{みぞぐち} 溝口 ^{れいこ} 玲子	静岡市PTA連絡協議会 副会長	1	1

(令和5年4月現在 9名)

◎…委員長

○…副委員長

※在職年数が1年未満の委員は0と記載